

弁護士会の無戸籍に関する相談窓口

弁護士会	電話番号	受付時間
札幌	011-281-2428	平日 9:00~17:00
函館	0138-41-0232	平日 9:00~17:00
旭川	0166-51-9527	平日 9:00~17:00
釧路	0154-41-3444	平日 9:00~17:00
青森県	017-777-7285	平日 9:00~17:00
岩手	019-623-5005	平日 9:00~17:00
仙台	022-263-7585	平日 9:30~16:30
秋田	018-896-5599	平日 9:00~17:00
山形県	023-635-3648	月・火・木・金曜 9:00~17:00 水曜 9:00~18:30
福島県	024-533-8080	平日 10:00~17:00
茨城県	029-221-3501	平日 10:00~12:00/13:00~16:00
栃木県	028-689-9001	第4土曜 10:00~12:00
群馬	027-234-9321	平日 10:00~12:00/13:00~17:00
埼玉	048-710-5666	平日 9:00~17:00
千葉県	043-227-8431	平日 10:00~11:30/13:00~16:00
東京	03-3503-0110	平日 13:30~16:30/17:00~20:00 土曜 13:00~16:00
第一東京	03-3595-8583	平日 9:30~17:00
第二東京	03-3581-1885	火・木・金曜 15:00~19:00
神奈川県	045-211-7703	平日 9:30~12:00/13:00~16:30
新潟県	025-222-5533	平日 9:00~17:00
富山県	076-421-4811	平日 9:00~17:30
金沢	・法律相談センター： 076-221-0242 ・子どものなやみごと相談： 076-221-0831	・法律相談センター 平日 8:30~17:00 ・子どものなやみごと相談 木曜 12:30~16:30
福井	0776-23-5255	平日 9:00~17:00
山梨県	055-235-7202	平日 9:30~17:00
長野県	026-232-2104	平日 9:30~16:30
岐阜県	058-265-0020	平日 9:30~17:00
静岡県	・静岡支部：054-252-0008 ・浜松支部：053-455-3009 ・沼津支部：055-931-1848	平日 9:00~12:00/ 13:00~17:00
愛知県	電話：052-586-7831 面談：052-565-6110	土曜 9:45~17:15

弁護士会の無戸籍に関する相談窓口

弁護士会	電話番号	受付時間
三重	059-224-7950	平日 9:00~12:00/13:00~15:00
滋賀	0120-783-998	水曜 15:00~17:00
京都	075-231-2378	・法律相談センター 平日 9:00~12:00/13:00~17:00 ・子どもの権利110番 金曜 15:00~16:30
大阪	06-6364-1227	平日 9:00~18:00
兵庫県	078-341-8227 (FAX 078-341-1779)	平日 9:00~17:00
奈良	0742-81-3784	平日 9:30~17:00
和歌山	073-422-4580	平日 9:00~12:00/13:00~17:00
鳥取県	・鳥取地区：0857-22-3912 ・倉吉地区：0858-24-0515 ・米子地区：0859-23-5710	平日 9:00~17:00
島根県	0852-21-3450	平日 9:00~12:00/13:00~17:00
岡山	086-223-4401	平日 9:00~17:00
広島	082-225-1600	9:30~16:00
山口県	083-922-0087	平日 9:00~17:00
徳島	088-652-5768	平日 9:30~17:00
香川県	087-822-3693	平日 9:00~17:00
愛媛	089-941-6279	平日 9:00~12:00/13:00~17:00
高知	088-872-0324	平日 9:00~12:00/13:00~17:00
福岡県	092-752-1331	土曜 12:30~15:30
佐賀県	0952-24-3411	平日 9:00~17:30
長崎県	095-824-3903	平日 10:00~16:00
熊本県	096-325-0913	第3土曜 14:00~16:00
大分県	097-536-1458	平日 9:00~17:30
宮崎県	0985-22-2466	平日 9:00~17:00
鹿児島県	099-226-3765	平日 9:00~12:00/13:00~17:00
沖縄	098-865-3737	平日 9:00~17:00

詳しくは、それぞれの窓口にお問合せください。

JFBA 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 ☎03-3580-9841 (代)

2017年3月



無戸籍で
お困りの方へ

悩まないで
ご相談ください

JFBA 日本弁護士連合会

何らかの理由で出生届が出されなかったため戸籍がないままになっている「無戸籍」の方の数は、法務省の調査によると、平成29年2月10日時点で、全国で702名にのぼるとされています。ただ、実際はもっと多いという声もあります。

Q1. どのような場合に

無戸籍になってしまうのですか？

A1. 一番多いケースとして考えられるのは次の①ですが、②③のほか様々なケースが考えられます。

①民法772条の「嫡出推定規定」*によって前夫(離婚成立前であれば夫)が子の父であると戸籍に記載されることを避けるために母が出生届を出さないケース

②経済的事情・家庭環境などが原因で、出産したことを知られないために出生届を出さないケース

③親が「戸籍制度自体に反対」、「夫婦別姓のために事実婚を選択したが、子どもを非嫡出子と記載することに抵抗がある」といった理由で出生届を出さないケース

*「嫡出推定規定」とは？

婚姻成立の日から200日経過後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子どもの父親は、母親の夫あるいは離婚等が成立している場合は前夫と推定されるとする民法772条の規定のことをいいます。

Q2. 戸籍がなくても、住民票が作れたり、児童手当等がもらえますか？

A2. 近年、無戸籍の方であっても一定の要件のもと、住民票を作ることができる場合があります。住民票があれば、児童手当など各種公的サービスを受けることもできます。また、住民票がなくとも受けられる公的サービスもあります。お住まいの地域の法務局又は市区町村に問い合わせてみてください。



Q3. 子どもが無戸籍でも

学校に通わせることはできますか？

A3. 子どもには教育を受ける権利がありますので、学校に通わせることは可能です。しかし、住民票がないなどの理由で教育委員会が子どもの存在を把握していない場合、就学通知(小・中学校への入学の案内)が送られてこないといった不都合が生じます。お住まいの地域の法務局又は市区町村に問い合わせてみてください。

Q4. 自分には(子どもには)戸籍がありません。

どのような方法で戸籍を作れるのですか？

A4. 事案によって方法は変わってきますが、たとえば「嫡出推定規定」が原因の場合、一般的には家庭裁判所に嫡出否認、親子関係不存在確認、強制認知、就籍許可などを申し立てることになります。

Q5. 前夫と離婚して間もなく今の夫との子どもが生まれました。子どもの戸籍の父親欄に前夫を記載されたくないため、出生届を出せないままになっています。また、前夫に子どもを産んだことを知られたくありません。

法的な手続をとれば戸籍を作れますか？

A5. 離婚から300日以内に子どもが生まれた場合でも、その子どもが前夫の子どもでないことが客観的に明らかである事情があるときには、戸籍上も今の夫の子どもにできる場合があります。たとえば、前夫とは長期間別居状態であったなどの事情がそれに当たります。また、前夫の関与なく手続を進めることができる場合もあります。ただし事案によって異なりますので、まずは弁護士にご相談ください。



Q6. 弁護士に依頼すると、どのようなことをしてくれるのですか？

A6. 弁護士は、あなたから事情を聞いて、とるべき法的手段や公的サービスについて助言します。裁判をする場合には、代理人として裁判手続を行います。

Q7. 弁護士に相談したいのですが、どこに連絡すればいいのか分かりません。また、どのくらいお金がかかるのか分からなくて心配です。

A7. 日弁連では、無戸籍の問題の解消に取り組んでいます。このリーフレット記載の各弁護士会の相談窓口にご連絡をいただければ、無戸籍の問題に詳しい弁護士を紹介することができます。経済的に余裕のない方は、各弁護士会の提供する法律相談制度や、日弁連委託援助制度、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助制度を利用して無料の法律相談を受けることができます。また、裁判をする場合にも、法テラスの民事法律扶助制度を利用して弁護士に依頼することができる場合があります。

